

(案)

新旧対照表

財政局

| 現 行 | 改 正 |
|---|---|
| <p data-bbox="312 365 632 405">測量業務共通仕様書</p> <p data-bbox="584 439 804 512">平成4年5月制 定 平成28年8月改 正</p> <p data-bbox="142 528 312 560">第101条 適用</p> <p data-bbox="142 707 389 739">第104条 業務の着手</p> <p data-bbox="142 752 804 1097">受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内（土曜日、日曜日、祝日等（横浜市の休日</p> <p data-bbox="142 1155 389 1187">第105条 測定の基準</p> <p data-bbox="142 1200 804 1366">測定の基準は、横浜市の定める「公共測量作業規程及び同規程に係る運用基準」（以下「規程」という。）第2条の規定によるほかは監督員の指示によるものとする。</p> <p data-bbox="142 1424 363 1456">第111条 提出書類</p> <p data-bbox="142 1469 804 1948">3 受託者は、契約時又は変更時において、契約代金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受託・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受託時は契約締結後、15日以内（休日等を除く。）に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日以内（休日等を除く。）に、完了時は業務完了後、15日以内（休日等を除く。）に、書面により監督員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、委託業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> | <p data-bbox="999 365 1318 405">測量業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1270 439 1490 512">平成4年5月制 定 令和2年8月改 正</p> <p data-bbox="836 528 1007 560">第101条 適用</p> <p data-bbox="836 573 1498 649">5 法律、規則、基準、要綱、要領、指針、通知等は、契約時点でその名の最新のものを適用する。</p> <p data-bbox="836 707 1083 739">第104条 業務の着手</p> <p data-bbox="836 752 1498 1097">受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内（土曜日、日曜日、祝日等（横浜市の休日</p> <p data-bbox="836 1155 1090 1187">第105条 測定の基準</p> <p data-bbox="836 1200 1498 1411">測定の基準は、横浜市の定める「公共測量作業規程及び同規程に係る運用基準」（以下「規程」という。）第2条の規定による平成21年7月2日付けまち都計第810号（内部通知）により、測量法第34条に基づく「作業規程の準則」を準用にするほかは監督員の指示によるものとする。</p> <p data-bbox="836 1469 1054 1500">第111条 提出書類</p> <p data-bbox="836 1514 1498 2038">3 受託者は、契約時又は変更時において、契約代金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受託・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受託時は契約締結後、15日以内（休日等を除く。）に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日以内（休日等を除く。）に、完了時は業務完了後、15日以内（休日等を除く。）に、訂正時は適宜、書面により監督員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、委託業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> |

第112条 打合せ等

5 監督員及び受託者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

第113条 委託業務計画書

2 (10) その他

(2)実施方針又は(10)その他には、第132条個人情報の取扱い、第133条安全等の確保及び第138条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

第118条 成果品の提出

4 受託者は、成果品を「設計業務等の電子納品要領(案)【土木編】(横浜市 平成22年2月)」及び設計図書に基づき電子媒体(CD-R又はDVD-R)で正副各1部を提出するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】(横浜市 平成23年6月)」を参考にするものとする。

第120条 検査

3 (2) 測量業務管理状況の検査

測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】(横浜市 平成23年6月)」を参考にするものとする。

第121条 修補

第112条 打合せ等

5 監督員及び受託者は、「ワンデーレスポンス」※「ウィークリースタンス」に努める。

~~※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。~~

第113条 委託業務計画書

2 (10) その他

(2)実施方針又は(10)その他には、第132条個人情報の取扱い、第133条安全等の確保及び第1387条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

第118条 成果品の提出

4 受託者は、成果品を「横浜市の電子納品要領・基準等」に基づいて作成し、「~~設計業務等の電子納品要領(案)【土木編】(横浜市 平成22年2月)~~」及び設計図書に基づき電子媒体(CD-R又はDVD-R)で正副各1部を提出するものとする。

~~なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】(横浜市 平成23年6月)」を参考にするものとする。~~

5 受託者は機械ボーリングを行った場合、得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けたうえで、委託者に提出するとともに、委託者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。

第120条 検査

3 (2) 測量業務管理状況の検査

測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については「横浜市の電子納品要領・基準等」~~「電子納品運用ガイドライン(案)【測量編】(横浜市 平成23年6月)」~~を参考にするものとする。

第121条 修補

2 検査員は、検査に合格しないと認めた場合には総括監督員に通知し、総括監督員は受託者に対して期限を定めて修補を指示するものとする。

3 受託者は、修補完了後に再度検査を受けなければならない。

なお、検査員が完了の確認をした場合には、委託者は、検査の結果を受託者に通知するものとする。

第122条 条件変更等

1 監督員が、受託者に対して測量業務内容の変更又は設計図書の訂正（以下「測量業務の変更」という。）の指示を行う場合は、監督員指示書によるものとする。

2(2) 天災、その他の不可抗力による損害

第127条 受託者の賠償責任

(2) 契約約款第38条に規定する瑕疵責任に係る損害

第132条 個人情報の取扱い

1 基本的事項

受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第133条 安全等の確保

1(1) 受託者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課 平成21年3月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

5(1) 受託者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達 平成5年1月12日）を遵守して災害

2 検査員は、検査に合格しないと認めた場合には総括監督員に通知し、~~総括~~監督員は受託者に対して期限を定めて修補を指示するものとする。

3 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。~~受託者は、修補完了後に再度検査を受けなければならない。~~

~~なお、検査員が完了の確認をした場合には、委託者は、検査の結果を受託者に通知するものとする。~~

4 委託者は、検査の結果を受託者に通知するものとする。

第122条 条件変更等

1 監督員が、受託者に対して測量業務内容の変更又は設計図書の訂正（以下「測量業務の変更」という。）の指示を行う場合は、~~監督員~~指示書によるものとする。

2(2) 天災、疫病、その他の不可抗力による損害

第127条 受託者の賠償責任等

(2) 契約約款第38条に規定する~~瑕疵~~契約不適合責任に係る損害

第132条 個人情報の取扱い

1 基本的事項

受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（~~平成15年5月30日法律第57号~~）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（~~平成15年5月30日法律第58号~~）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（~~平成25年法律第27号~~）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第133条 安全等の確保

1(1) 受託者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課~~平成21年3月~~）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

5(1) 受託者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達~~平成5年1月12日~~）を遵守して災害

の防止に努めなければならない。

第134条 臨機の措置

1 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受託者は、措置をとった場合には、その内容を監督員に報告しなければならない。

の防止に努めなければならない。

第134条 臨機の措置

1 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受託者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に報告しなければならない。